2　指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の業務管理体制の届出等に係る事務・権限を、児童相談所設置市が行うこととした。（第四五条の三第一項及び第八項関係）

二　医療法施行令の一部改正関係

国開設病院等の開設、管理、監督等に係る事務・権限を都道府県知事等が行うこととした。（第一条及び第四条の五関係）

三　食品衛生法施行令等の一部改正関係

次に掲げる養成施設等の指定、変更の届出、指定の取消し等に係る事務・権限を、都道府県知事が行うこととした。

1　食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設並びに食品衛生管理者の講習会

2　製菓衛生師養成施設

3　食鳥処理衛生管理者の養成施設及び講習会

四　理容師法施行令及び美容師法施行令の一部改正関係

理容師養成施設及び美容師養成施設に対する都道府県知事の調査に係る事務を廃止することとした。

五　診療放射線技師法施行令等の一部改正関係

次に掲げる養成施設等の指定、変更の承認、変更の届出、指定の取消し等に係る事務・権限を、都道府県知事が行うこととし、都道府県知事がこれらの事務・権限の一部を行ったときは、厚生労働大臣に報告することとした。

1　診療放射線技師養成所

2　保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所

3　歯科技工士養成所

4　臨床検査技師養成所

5　理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設

6　視能訓練士養成所

7　社会福祉士及び介護福祉士に係る養成施設

8　歯科衛生士養成所

9　はり師及びきゅう師に係る養成施設

10　柔道整復師養成施設

六　婦人相談所に関する政令の一部改正関係

指定都市の長による婦人相談所の所長及び判定をつかさどる職員の任用について定めることとした。（第一条関係）

七　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令の一部改正関係

生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定、変更の認定、認定の取消し等に係る事務・権限を、都道府県知事が行うこととし、都道府県知事がこれらの事務・権限の一部を行ったときは、厚生労働大臣に報告することとした。（第九条関係）

八　社会福祉法施行令の一部改正関係

社会福祉主事の養成機関及び講習会について、都道府県知事による指定、変更の承認及び指定の取消し、都道府県知事に対する指定の申請、変更の届出及び指定の取消しの申請等について定めることとした。（第四条～第一〇条関係）

九　調理師法施行令の一部改正関係

1　調理師養成施設の指定内容の変更の承認、入所及び卒業の届出、名称等の変更等の届出に係る事務・権限を、都道府県知事が行うこととした。（第一条の二～第一条の五関係）

2　調理師養成施設に対する都道府県知事の調査に係る事務を廃止することとした。（第一六条関係）

一〇　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令等の一部改正関係

戦没者等の妻に対する特別給付金等の特別買上償還に関する証明書の交付に係る事務・権限を、都道府県知事が行うこととした。

一一　戦傷病者特別援護法施行令の一部改正関係

療養の給付を行う指定医療機関の指定及び指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差止めに係る事務・権限を、都道府県知事が行うこととした。（第一三条関係）

一二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係

特別児童扶養手当の事務処理に必要な費用として指定都市に交付する事務費の額について定めることとした。（第二条関係）

一三　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正関係

被爆者に対して必要な医療の給付を行う指定医療機関の指定及び指定の取消し等に係る事務・権限を、都道府県知事が行うこととした。（第二二条関係）

一四　地方自治法施行令の一部改正関係

病院の開設、管理、監督等に係る事務・権限を、指定都市が行うこととした。（第一七四条の三五関係）

一五　その他関係政令の一部改正関係

独立行政法人国立病院機構法施行令、独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令等の関係政令について、所要の改正を行うこととした。

一六　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二九号）（内閣府本府）

1　災害復旧事業に係る査定事業費の下限額が適用される施設として、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律に規定する幼保連携型認定こども園、みなし幼保連携型認定こども園及び特定私立幼稚園を新たに規定することとした。（第七条関係）

2　地方公共団体以外の設置者に対する国の補助が適用される施設として、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律に規定する幼保連携型認定こども園、みなし幼保連携型認定こども園及び特定私立幼稚園を新たに規定することとした。（第一二条関係）

3　この政令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇平成十二年から平成二十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三〇号）（内閣府本府）

1　平成一二年から平成二五年までの間の火山現象による激甚災害で東京都三宅村の区域に係るものについての災害の期間を、平成一二年から平成二六年までの間に改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三一号）（内閣府本府）

1　東日本大震災による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇私立学校振興助成法施行令の一部を改正する政令（政令第一三二号）（文部科学省）

1　学校法人に対して都道府県が行う補助に対する国の補助金の算定の方法について、幼保連携型認定こども園を規定することとした。（第四条第一項関係）

2　この政令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四年法律第六七号）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三三号）（農林水産省）

1　平成二七年度における特例退職共済年金等の額の算定に用いる再評価率等に関する特例を定めることとした。（第七条の二関係）

2　平成二七年四月から平成二八年三月までの間における特例退職共済年金等の額の算定に用いる率を〇・九六九等とすることとした。（第八条の二関係）

3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。